

2017年8月17日

【生保業界初^{※1}】 団体医療保険から当社最新の個人医療保険への 無選択加入^{※2}の取り扱いについて

※1 無選択加入先の商品について従来の入院5日目から給付金をお支払いする「医療保障保険(個人型)」に限定せず、当社最新の個人向け医療保険にご加入いただくことができる取り扱いを指します。(一般社団法人生命保険協会加盟の生命保険会社のうち、団体保険の取り扱いがある生命保険会社 26社のホームページにて当社が各社ニュースリリースを調査、2017年7月現在)

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)では、当社の団体医療保険(※3)のご加入者さまに対する、団体脱退時の個人保険への無選択加入の新たな取り扱いを2018年4月に開始する予定です。この取り扱いにより、現在発売している団体医療保険のご加入者さまが退職等により同保険契約の加入対象外となった際に、新たに健康状態の診査をすることなく、当社最新の個人向け医療保険にご加入いただくことができます。(※4)

団体脱退時等に、当社最新の個人向け医療保険に無選択で加入できる取扱いは生保業界初となります。
(※1)

団体医療保険はスケールメリットを生かしたお手頃な保険料で保障を準備できるメリットがあるものの、従来は団体の脱退時に無選択で加入できる個人向け医療保険が、入院5日目から給付金をお支払いする「医療保障保険(個人型)」に限定されており、当社最新の個人向け医療保険にご加入いただく場合には、新たに健康状態の診査を必要としていました。

そこで今回、お客さま満足および企業・団体の福利厚生制度の向上を目的に、無選択でご加入いただける個人向け医療保険を、脱退時の当社最新の医療保障ニーズに対応した商品となるよう取り扱いを変更しました。このことにより、当社の団体医療保険にご加入いただくことで、団体が在籍時にはお手頃な保険料で保障を準備しつつ、脱退後もその時点の当社最新の個人向け医療保険に健康状態に関わらずご加入いただくことができます。

当社は、社会保障制度を補完する生命保険会社として、企業・団体の福利厚生制度の充実と従業員の健康増進を重要な経営課題と位置づけ、今後もお客さま一人ひとりに“確かな安心”と“充実した健康サポート”をお届けしていきます。

※2 「無選択加入」とは、お客さまが新たに健康状態の診査を受けることなく保険にご加入できることを指します。

※3 団体医療保険の具体的な商品は、「医療保障保険(団体型)」または「働くわたしの医療保険」[正式名称:新医療保障保険(団体型)]です。

※4 開始時期は、当該商品の約款改定がすべての契約に適用される2018年4月(以降)を予定しています。

団体医療保険における無選択加入の取り扱いについて

■無選択加入 とは

「医療保障保険(団体型)」または「働くわたしの医療保険」に継続して2年以上加入していたご加入者さまが退職等やむを得ない事情により脱退する場合に、新たに健康状態の診査をすることなく個人保険へ加入できる取り扱いのことです。

■対象の団体医療保険

当社が単独引受または事務幹事をお引き受けしている以下商品となります。

「医療保障保険(団体型)」

「働くわたしの医療保険」[正式名称:新医療保障保険(団体型)]

■団体医療保険脱退時に無選択加入できる個人保険

現在	医療保障保険(個人型)
見直し後	脱退時点の当社最新の個人向け医療保険 <入院保障を主保障とする保険> (※5)

※5 お取り扱いする商品は当社が定める個人保険(医療保険)となります。

■取り扱い開始時期

2018年4月(以降)を予定

<参考> 医療保障保険(個人型)の主な保障内容

- ・主に病気やケガによる入院に備える保険です。
- ・1年ごとの更新で、保険期間は最長70歳まで継続できます。
- ・病気やケガで入院された場合、1回の入院につき、入院給付金の基準日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めて4日)の入院給付金をお支払いします。

＜参考＞「働くわたしの医療保険」について

「働くわたしの医療保険」の主な特長

1. 日帰り入院から給付金受け取りが可能

◇日帰り入院を対象にすることで、短期の入院にも備えることができます。

2. 支払対象となる手術は、公的医療保険と連動

◇医療の進歩に伴い公的医療保険の対象となる手術が見直されると、給付対象となる手術も連動するので安心です。

3. 入院一時費用にも対応

◇交通費・入院用品等の入院時にかかる諸費用にも対応できます。(※6)

4. 団体保険ならではのお手頃な保険料

◇スケールメリットを生かしたお手頃な保険料です。

5. お申込み手続きが簡単

◇簡単な告知(書面での健康状態に関する簡単な質問への回答)のみで、医師の診査は不要です。
(健康状態によっては、ご加入できない場合があります。)

「働くわたしの医療保険」の保障範囲		
お受け取りいただける給付金	お受け取りいただける場合	お受け取り額
入院 [入院給付金]	病気やケガの治療のために「1日以上入院(※7)」をしたとき	入院給付金日額×入院日数
手術 [手術給付金]	病気やケガの治療のために次のいずれかの手術を受けたとき ●公的医療保険の手術料の算定対象となる手術(一部の手術を除く) ●先進医療に該当する手術(※8)	入院中の手術: 入院給付金日額の20倍 外来手術: 入院給付金日額の5倍
入院一時費用 [入院一時給付金] (※6)	病気やケガの治療のために「1日以上入院(※7)」をしたとき	入院給付金日額の5倍
放射線治療 [放射線治療給付金]	病気やケガの治療のために次のいずれかの放射線治療を受けたとき ●公的医療保険の放射線治療料の算定対象となる放射線治療 (総放射線量 50 グレイ条件なし) ●先進医療に該当する放射線照射または温熱療法(※8)	入院給付金日額の10倍
骨髄移植 [骨髄ドナー給付金]	責任開始の日から1年経過した日以後に骨髄ドナー(提供者)として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額の20倍

※6 入院一時給付金を設定しない取り扱いも可能です。

※7 詳しくは4ページ【給付金の留意事項】「1日以上入院」をご覧ください。

※8 給付対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関等によっては、給付金を受け取れないことがあります。

詳しくは、4ページ【給付金の留意事項】「先進医療を受けたときのお支払い」をご覧ください。

(注)各給付金のお支払いの対象とならない場合やお支払いの通算日数などに制限がある場合があります。たとえば、公的医療保険の対象となる手術のうち、創傷処理などは手術給付金のお支払いの対象とはなりません。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をお読みください。

【給付金の留意事項】

●「1日以上入院」

「1日以上入院」には「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払対象となる「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払いの有無などを参考に当社が判断します。(たとえば、医療機関の領収書などで確認します。)

●先進医療を受けたときのお支払い

(手術給付金・放射線治療給付金)

支払対象となる先進医療は、療養を受けた時点において、

- ① 厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
- ② 先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状など)に対するものであること
- ③ 先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること

をすべて満たすものに限り、ます。したがって、医療行為、症状、医療機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。

この資料は制度運営ご担当者さま向けに、2017年7月時点の商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したのではなく、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。詳しくは、「ご契約のしおり-約款」をあわせてお読みください。

(登)C17S6035(2017.7.10)⑤